

管理料金規定の改正

(商事仲裁規則及びインタラクティブ仲裁規則の各第 103 条 1 項
並びに UNCITRAL 仲裁管理規則第 24 条 1 項)

少額事件についても仲裁による解決が管理料金の点で不合理とならないようにするため、管理料金に関する規定を次の赤字の通り改正する。

「1 申立人が仲裁の申立てにあたって JCAA に納付すべき管理料金は、次の額に消費税額を加えた額とする。」

請求金額又は請求の経済的価値	管理料金の額
500 万円未満の場合	請求金額又は請求の経済的価値の 10% に相当する額
500 万円以上 2000 万円未満の場合	50 万円
2000 万円以上、1 億円未満の場合	50 万円に 2000 万円を超える額の 1% に相当する額を加えた額
1 億円以上、10 億円未満の場合	130 万円に 1 億円を超える額の 0.3% に相当する額を加えた額
10 億円以上、50 億円未満の場合	400 万円に 10 億円を超える額の 0.25% に相当する額を加えた額
50 億円以上、100 億円未満の場合	1400 万円に 50 億円を超える額の 0.1% に相当する額を加えた額
100 億円以上	1900 万円に 100 億円を超える額の 0.05% に相当する額を加えた額。ただし、2500 万円を上限とする。